

別紙 2 北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議について

平成 18 年 1 月 4 日
経済産業省北海道経済産業局
環境省北海道地方環境事務所

1 . 推進会議設置の趣旨

地球温暖化対策における地域の役割は極めて大きく、京都議定書の約束達成を図るうえでも、地域の役割は非常に期待されております。地球温暖化問題に取り組むためには、単に新エネルギーや省エネ機器を導入するだけでなく、まずは、地域におけるエネルギー需給構造を十分に把握し、問題を分析したうえで、地域に関わる様々な計画・ビジョンなどについて、地球温暖化の観点からレビューし、都市政策や地域振興、産業政策などと連携しつつ、総合的な政策を推進していく必要があります。また、策定された計画やビジョンについて、その実効性を確保すべく、適切なフォローアップを科学的に行っていく必要もあります。こうした幅広い視点から政策を構築していくため、環境政策、産業政策、農林水産業政策、都市政策、地域政策、インフラ政策などを担当する国の機関と関連する地方公共団体、エネルギー関係者、環境NGO等が現状と課題に関する認識を共有し、連携して地域における地球温暖化問題に取り組む場が必要です。

2 . 推進会議の設置根拠

このようなことから、平成 17 年 4 月 28 日、政府の地球温暖化対策推進本部でとりまとめた「京都議定書目標達成計画」において、地域においても経済産業省、環境省、国土交通省、農林水産省など関係省庁が協力して地球温暖化対策の地域における取組をバックアップするため、地方公共団体等と連携しつつ、「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を設置することとされ、北海道地域では、平成 17 年 3 月 31 日に「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を設置しています。

参考 京都議定書目標達成計画

第 4 章第 3 節 推進体制の整備（抜粋）

（略）

地域においては、関係府省が協力して地球温暖化対策の地域における取組みをバックアップするため、地方公共団体等と連携しつつ、「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を各地域ブロック毎に設置する。

地域エネルギー・温暖化対策推進会議のメンバーは、国の地方支分部局、都道府県を中心とする域内の地方公共団体に加え、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGOなどを念頭に置いて、地域毎に適正規模で構成する。また、地球温暖化対策地域協議会、地域バイオマス協議会などとも連携する。

北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議は、道内における国の地方支分部局、地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者団体、地球温暖化防止活動推進センター、NGO/NPOなどで構成されています。

また、必要に応じ、本推進会議の下に幹事会を設置し検討を行っており、事務局については、北海道経済産業局及び北海道地方環境事務所が担い、会議の運営について北海道開発局、北海道運輸局等が協力する体制をとり、関係省庁が連携して推進しています。

3 . 推進会議の内容

各自治体等の自主性の尊重を基本としつつ、下記の内容を行います。

- ・ 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- ・ 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- ・ 地域の地球温暖化対策に係る計画・ビジョン・プロジェクトの策定・実現化支援

4 . 推進会議のアウトプット

平成 17 年 7 月 7 日に、北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議第 1 回会合を開催しており、以後、年 1 回の会合を開催する予定です。

本推進会議での議論を踏まえ、関係者間において共有された認識については対外的に公表いたします。また、北海道地域における重要なプロジェクトであって、関係機関の連携・協力が必要と考えられる場合には、WG等を設けて具体的に当該プロジェクトの実施を促進することを検討します。加えて、国の制度的・予算的枠組み、施策の運用等に関する北海道地域の提案、意見等を取りまとめ、国の施策に反映させるようにします。

こうしたアウトプットにより、地域における自主的な取組の一層の促進を図っていきます。

（本資料についてのお問い合わせ先）

- ・ 経済産業省 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
TEL 011-709-1753、FAX 011-726-7474、E-mail hokkaido-energy@meti.go.jp
- ・ 環境省 北海道地方環境事務所 環境対策課
TEL 011-251-8702、FAX : 011-219-7072、E-mail MINORU2_IKEDA@env.go.jp